十日町市立南中学校 _____年____組__

児童生徒氏名

療養解除届(新型コロナウイルス感染症用)

上記の者は、新型コロナウイルス感染症罹患により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日: 月 日 軽快した日: 月 日

(「症状が軽快」とは、解熱剤等を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)

登校開始日: 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

(保護者自署のこと)

保護者の方へ

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法(令和5年4月28日改正)により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

- ・発症日や軽快日の翌日から起算します。
- <例>5月8日発症→この日を「0」とし、5月9~13日が「発症した後5日」 5月12日解熱→この日を「0」とし、5月13日が「軽快後1日」 ○この2つを満たした場合、5月14日から復帰。

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、 それに従ってください。
- ・強制ではありませんが、感染した場合、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する旨、文部科学省から通知がなされています。